

2018年8月7日

投資主各位

大阪市北区茶屋町19番19号
阪急リート投資法人
執行役員 白木義章

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、後記投資主総会参考書類をご検討下さいますして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2018年8月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

従いまして、本投資主総会に当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時：2018年8月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所：大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル 6階 瑞鳥
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 投資主総会の目的である事項：
決 議 事 項
 - 第1号議案 規約一部変更の件
 - 第2号議案 執行役員1名選任の件
 - 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
 - 第4号議案 監督役員2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

- ◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です（なお、2018年8月27日（月曜日）に東京都所在の会場においても、「運用状況報告会」を開催する予定です。詳細は、同封の「運用状況報告会（東京）開催のご案内」をご参照下さい。）。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人ウェブサイト（<http://www.hankyu-reit.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承下さい。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人のスポンサーグループである阪急阪神ホールディングスグループ（阪急阪神ホールディングス株式会社を持株会社として構成される企業集団をいいます。）における不動産事業の再編の一環として、阪急阪神不動産株式会社が、2018年4月1日付で本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の親会社である阪急電鉄株式会社から吸収分割により不動産事業の移管を受け、これに伴い、阪急電鉄株式会社が保有する本資産運用会社の全株式6,000株（発行済株式総数の100%）を、阪急阪神不動産株式会社が承継しました。これにより阪急阪神不動産株式会社が本資産運用会社の親会社となったことに伴い、スポンサーグループとの更なる一体感を醸成するため、2018年9月1日を効力発生日として、本投資法人の名称を変更することにしましたので、商号の変更を行うものです（現行規約第1条関係）。
- (2) 法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記に変更するものです（現行規約第10条関係）。
- (3) 上記の規約変更について、2018年9月1日を効力発生日として効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第11章関係）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 本投資法人は、阪急リート投資法人と称し、英文ではHankyu REIT, Inc. と表示する。</p> <p>第2条～第4条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条～第8条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第9条 [条文省略]</p> <p>(投資主総会の招集)</p> <p>第10条 [条文省略]</p> <p>2. 投資主総会は、平成28年8月5日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの8月5日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>3. [条文省略]</p> <p>第11条～第17条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会</p> <p>第18条～第26条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第5章 資産運用</p> <p>第27条～第31条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産評価</p> <p>第32条～第33条 [条文省略]</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 本投資法人は、阪急<u>阪神</u>リート投資法人と称し、英文ではHankyu <u>Hanshin</u> REIT, Inc. と表示する。</p> <p>第2条～第4条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条～第8条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第9条 [現行どおり]</p> <p>(投資主総会の招集)</p> <p>第10条 [現行どおり]</p> <p>2. 投資主総会は、<u>2016</u>年8月5日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの8月5日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>3. [現行どおり]</p> <p>第11条～第17条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会</p> <p>第18条～第26条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第5章 資産運用</p> <p>第27条～第31条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産評価</p> <p>第32条～第33条 [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第7章 借入れ及び投資法人債の発行 第34条 [条文省略]</p> <p>第8章 計算 第35条～第36条 [条文省略]</p> <p>第9章 会計監査人 第37条～第39条 [条文省略]</p> <p>第10章 業務及び事務の委託 第40条～第42条 [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(別紙) 資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 [省略]</p>	<p>第7章 借入れ及び投資法人債の発行 第34条 [現行どおり]</p> <p>第8章 計算 第35条～第36条 [現行どおり]</p> <p>第9章 会計監査人 第37条～第39条 [現行どおり]</p> <p>第10章 業務及び事務の委託 第40条～第42条 [現行どおり]</p> <p>第11章 附則 <u>(改正の効力発生)</u> <u>第43条 第1条及び第10条第2項の変更の効力は、2018年9月1日に生じる。なお、本章の規定は、本条に基づく本規約の変更の効力発生後にこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(別紙) 資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期 [現行どおり]</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員白木義章から、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第99条第2項及び現行規約第20条第1項但し書の定めを適用し、就任する2018年8月24日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

また、執行役員選任に関する本議案は、2018年7月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略	歴
しら き よし あき 白 木 義 章 (1956年10月7日)	1979年4月	阪急電鉄株式会社入社
	1991年4月	同 経理部財務企画課調査役
	1995年6月	同 経営管理室調査役
	2001年4月	同 グループ政策推進室調査役
	2001年6月	株式会社阪急交通社 出向 国際輸送事業本部企画室調査役
	2002年6月	同 取締役兼執行役員社長室長
	2004年5月	阪急リート投信株式会社 ^(注) 取締役(非常勤)
	2004年6月	同 出向 取締役業務管理部長
	2006年10月	阪急リート投資法人 補欠執行役員
	2006年12月	阪急リート投信株式会社 ^(注) 取締役業務部長
	2007年4月	同 取締役
	2011年4月	同 常務取締役
	2012年6月	阪急リート投資法人 執行役員(現在)
	2012年6月	阪急リート投信株式会社 ^(注) 代表取締役社長(現在)

(注) 阪急リート投信株式会社は、2018年4月1日付で「阪急阪神リート投信株式会社」に商号変更しています。

- ・2018年5月31日現在、上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより43口所有しております。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である本資産運用会社の代表取締役社長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第2項本文の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、2018年7月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
しょうじとしのり 庄司敏典 (1960年6月13日)	1983年4月 阪急電鉄株式会社入社
	1995年6月 株式会社阪急リエゾンサービス 出向
	1997年6月 同 取締役梅田営業部長
	2001年4月 阪急電鉄株式会社 流通営業第一部調査役
	2006年11月 同 不動産運用部調査役
	2008年4月 同 不動産運用部長
	2008年4月 阪急リート投信株式会社 ^(注1) 監査役(非常勤)
	2010年4月 阪急不動産株式会社 ^(注2) 経営企画部長
	2012年4月 阪急リート投信株式会社 ^(注1) 出向 取締役
	2016年4月 同 常務取締役 投資運用第二部長 兼 投資企画室長
	2016年5月 同 常務取締役 投資運用第二部長
2017年4月 同 常務取締役(現在)	

(注1) 阪急リート投信株式会社は、2018年4月1日付で「阪急阪神リート投信株式会社」に商号変更しています。

(注2) 阪急不動産株式会社は、2018年4月1日付で「阪急阪神不動産株式会社」に商号変更しています。

- ・2018年5月31日現在、上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、累積投資制度を利用することにより44口所有しております。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である本資産運用会社の常務取締役であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員宇多民夫及び鈴木基史から、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、任期は、現行規約第20条第1項但し書の定めを適用し、就任する2018年8月24日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	う だ た み お 宇 多 民 夫 (1945年3月31日)	1974年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 関西法律特許事務所入所 1977年10月 原田・宇多法律事務所(現 宇多法律事務所) 設立(現在) 1998年4月 大阪弁護士会副会長 2004年12月 阪急リート投資法人 監督役員(現在) 2005年4月 大阪府建設工事紛争審査会委員 2009年6月 栗田工業株式会社 監査役
2	す ず き も と ふ み 鈴 木 基 史 (1950年1月28日)	1973年4月 監査法人朝日会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入社 1977年3月 公認会計士登録 1977年6月 税理士登録 1982年7月 鈴木公認会計士事務所開設(現在) 2006年4月 甲南大学会計大学院教授 2007年3月 アーバンライフ株式会社 監査役 2016年8月 阪急リート投資法人 監督役員(現在)

- ・上記監督役員候補者兩名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者宇多民夫は、宇多法律事務所の所長であります。
- ・上記監督役員候補者鈴木基史は、鈴木公認会計士事務所の所長であります。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第2項本文の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
しお じ ひろ うみ 塩 路 広 海 (1957年1月28日)	1987年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 浅岡法律事務所（現 浅岡・瀧法律会計事務所）入所
	1991年4月 塩路法律事務所設立（現在）
	2007年6月 株式会社立花エレテック監査役（現在）
	2009年4月 大阪弁護士会副会長
	2012年4月 大阪府コンプライアンス委員
	2015年6月 株式会社フジシールインターナショナル取締役
	2016年9月 阪急リート投資法人 補欠監督役員（現在）

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者は、塩路法律事務所の所長であります。

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第1項及び現行規約第15条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

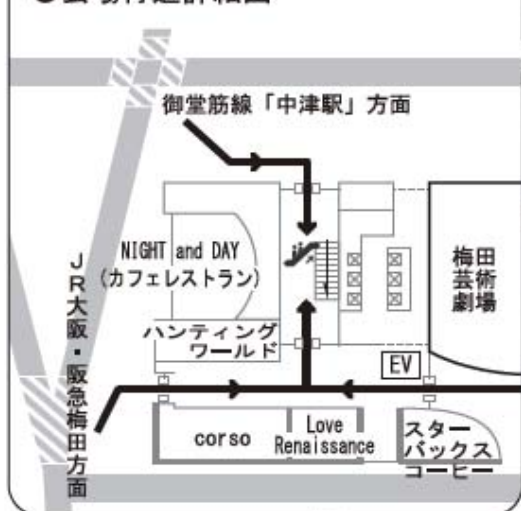
以 上

投資主総会会場ご案内図

- 【会場】 大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル 6階 瑞鳥
- 【電話】 06-6377-2100 (ホテル代表番号)



●会場付近詳細図



【交通】

- 阪急梅田駅茶屋町口より徒歩約6分
大阪メトロ御堂筋線中津駅③番出口より徒歩約5分
JR大阪駅より徒歩約10分
阪神梅田駅より徒歩約15分

お願い： 駐車場のご用意はいたしておりませんので、予めご了承ください。